

受理番号 第 46 号  
受理日 平成 29 年 11 月 9 日

基 発 1107 第 3 号  
平成 29 年 11 月 7 日

一般社団法人日本建設機械施工協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 9 月末時点の建設業における労働災害による死者者数は 212 人で、前年同期と比べ 20 人 (10.4%) の大幅な増加となっています。このうち、墜落・転落災害によるものは 90 人と、死亡災害全体の 42.5% を占めており、建設業における労働災害の減少を図るために、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 111 号)に基づき本年 6 月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」(平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号の別紙)の別添に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の 2 ヶ月間 (平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで)、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。